

個別避難計画を 作成しましょう!



Q 個別避難計画とは？

A 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、1人で避難することが困難な方(避難行動要支援者)が、「どこへ」「誰と」「どうやって」などの情報を記入し、作成する避難支援のための計画です。

Q なぜ、個別避難計画の取組を進めているの？

A 近年の災害において、多くの高齢者や障がい者等の方々が被害に遭われており、令和3年に避難支援等の実効性のある個別避難計画の作成が、避難行動要支援者の方を対象に市町村の努力義務とされました。

Q どうやって作成するの？

- 1, ホームページにてダウンロードしたり、市役所窓口にて配布
- 2, 本人や家族等と話し合い、手引きや記入例を参考に作成
- 3, 支援をしていただく方に、支援等の依頼
- 4, 完成後、本人や支援する方々に共有



難しそうだぬん…



具体的に
知りたいぬん!

裏面に個別避難計画について、詳しく
まとめておりますので、ご覧ください。

個別避難計画を詳しく 知りましょう！

①避難行動要支援者名簿に掲載されている方が作成対象となります！

Q、名簿の対象者は？

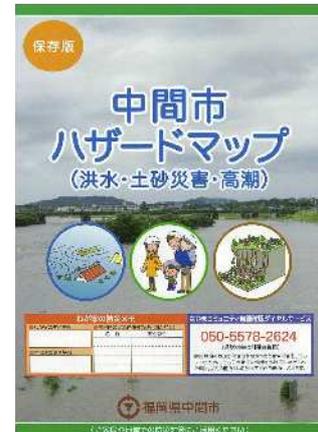
- A
- ①要介護度3以上の在宅生活者
 - ②身体障がい者（身体障がい者程度等級表1級及び2級の者）の在宅生活者
 - ③知的障がい者（療育判定基準A判定の者）の在宅生活者
 - ④精神障がい者（精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の者）

②避難場所や避難経路を考えましょう！

ハザードマップ等で災害ごとのリスクを確認し、お住まいの地域の危険性やご自身の状況を踏まえて考えましょう。

例：(風水害の場合)

- ・浸水の危険性がないので、在宅避難をする。
- ・親戚や知人宅へ避難する。
- ・小学校や中学校などの避難所へ避難する。



③災害時に支援を求める方法を考えましょう！

避難の際に、支援が必要な場合は、家族や親戚の方、また、隣人や自治会の方々等との関係性などを活かして、支援者を決めておきましょう。

☆災害時に必要な準備をしましょう！

自らの安全を確保するため、できる範囲で防災対策に取り組みましょう。

例)・家具の転倒防止

- ・3～4日分の物資の備蓄
- ・日ごろから服用している薬など



作ってみるぬん！

問合せ先

中間市福祉支援課、介護保険課

TEL093-246-6282(福祉支援課)

093-246-6283(介護保険課)